

権力を意味づけるもの (二)

——ジェンダー・セクシュアリティとイデオロギー

木 村 祐 治

はじめに

第一章 行為者とコンテキスト——“権力”はどのような観点から捉えられてきたのか？

第二章 道具としての権力、コンテキストとしての権力——権力と“権力者”の結びつきは必然か？

(以上、五七卷一号)

第三章 権力の自然化とイデオロギー——ジェンダー、セクシュアリティにおける権力と言説のかかわりから

1 ジェンダー

2 セクシュアリティ

3 言説による権力の正当化・正統化、自然化——“道具”としてのコンテキスト、権力としてのコンテキスト
イデオロギーと権力の意味づけ——まとめにかえて

(以上、本号)

第三章 権力の自然化とイデオロギー

——ジェンダー、セクシュアリティにおける権力と言説のかかりから

本章では、まず、ジェンダーとセクシュアリティの概念について紹介し、それらにかかわっている権力の特徴、ならびにその意義について考察する。ここでは、ルークスが三次元的権力観において導入した、コンテキストという視点とのかかりが問題となってくるであろう。すなわち、ジェンダーやセクシュアリティにおいて見出される“権力”としてのコンテキストが、いかにしてものごとを方向づけるのか、という問題である。

ジェンダーについては、この概念を生み出したフェミニズムのあゆみを簡単に振り返ってみることで、ジェンダーにおいて“権力”が重要な役割を果たしていることを明らかにする。フェミニズム（史）それ自体の検討は本稿のテーマではないが、“ジェンダー”をヨリよく理解するためには、フェミニズムの歴史を頭に入れておく必要があるため、大雑把ではあるが、その流れを遡ることから作業をはじめ。セクシュアリティについては、いまさらではあるが、この概念を広めたフーコーの議論をフォローする。こうして、ジェンダー・セクシュアリティにかかわる権力のありかたを踏まえた上で、権力者（の意図）なき権力、すなわち“権力としてのコンテキスト”がどのようなものごとを方向づけるのか、という問題を検討する。この取り組みは、権力者の意図にもとづく“発動される権力”を含め、権力がいかにしてわたしたちの日常生活において正当性・正統性を確保しているのか、を検討することへとつながっていくと考えられるのである。

1 ジェンダー

“セックス”(sex)が「生物(学)的な性差」を、“ジェンダー”(gender)が「後天的に獲得される(させられる)社会的な性別役割」を表している、⁽¹⁾という認識は、ある程度わたしたちのあいだで共有されるようになってきているといつてよいであろう。人間は、男性・女性それぞれの生物(学)的基盤に立脚して生活し、行動するものの、“男らしさ”“女らしさ”のような行動基準、性役割規範は、生物(学)的基盤から直截に形成されるわけではない。性別の社会規範は変化しうるものであって、ある特定の時代、ある特定の社会において流通する規範が、別の時代・社会においても流通するというわけではない——この“ジェンダー”⁽²⁾という概念は、本章の冒頭で簡単に触れたように、もともとフェミニズムにおいて確立されてきたものである。

“第一波”フェミニズム⁽³⁾は、二〇世紀初頭、近代“市民”や“人権”などの概念が、その実、“男性市民”、“男権”にすぎなかったことを問題視する、“女性参政権運動”としてその第一歩を踏み出した。そして、一九六〇年代以降、性差別撤廃は法的平等のみでは実現されない、という認識から、家族や恋人関係などの“個人的”領域⁽⁴⁾私的領域における男女の権力関係を問題とするに至った。“第二波フェミニズム”の到来である。こうして、ジェンダーの概念が、一九七〇年前後に登場することになる。その背景にあったのは、社会における女性の従属的地位を、生物学的基盤の男女差を根拠として自然視しようとする言説、すなわち生物学的決定論の横行であった(この問題については後述する)。ジェンダー⁽⁴⁾という視角は、性差に関する研究の蓄積とフェミニズムが出会った地点で切り開かれ、意味づけられることとなったのである。そして、ここから、女性学・男性学、ジェンダー研究などの分野が開拓されていくことになる。

「第二波フェミニズムの時代の所産として、種々のフェミニズム理論の複合体ともいえる」女性学 (women's studies) は、「今までの学問が、人間を対象とするという名目のもと、男性を対象として研究していたのに対して、人間としての女性を明確に研究対象として設定⁽⁶⁾」した。それまでの学問は、「人間学」の名において、男性を普遍的な「人間」と潜称してきた。その観点からは、女性は「特殊」な残余としかみなされない⁽⁷⁾というわけである。女性学の基盤は、「男女の固定的な性別役割分業の有効性に異議をせしめし、社会的、文化的構造としての女性の劣位を、変革されるべき問題状況と捉えるフェミニスト・パースペクティヴの導入⁽⁸⁾」にあった。こうして、女性学は、「普遍的」なものとして位置づけられてきた「知」に「女性も参加させよ」という方向での主張をするのではなく、「普遍的」な「知」と置かれてきた「歴史」「文学」「芸術」「科学」文化等のあり方自体男性中心主義的であるとして、批判を展開することに方向を転じた⁽⁹⁾のである。このような関心の持ちかたは、たとえば、北田暁大^{あきひろ}の次の発言に要約される。「勘違いしないでいただきたいのですが、フェミニズムが家父長制というときに意味しているのは、「家長たる男子が家族構成員を支配する家族形態」のことではありません。そういう家族形態であれば、「そんなの昔の話で、いまやなくなりつつある」ということができます。しかし、ラディカル・フェミニズム以降のフェミニストたちが問題化しているのは、いつの時代にも存在してきた（いる）男性支配を正当化する規範体系、瀬地山角^{せぢやまかど}さんのいうところの「性と世代にもとづいて、権力が不均等に、そして役割が固定的に配分されるような規範と関係の総体」といえます。こうした意味での家父長制が「いまやなくなりつつある」などと口が裂けてもいえません⁽¹⁰⁾」。

さて、ジェンダーという視角は、一九八〇年代に入り、男性学へと展開していくことになる。それは、「女性学が新たに切り取るうとする女性像に匹敵するような男性像が、従来の研究のなかでほとんどなかったことが明らかとな

り、男性にジェンダーとセクシュアリティを付与し、トータルな男性像を探ろうとする機運がたちあらわれたことによる⁽¹¹⁾。男性学 (men's studies, andrology) は、女性学の成果を取り入れ、男性 (社会) を反省的に捉えなおした。たとえば、男性の「男らしさ」への意識的・無意識的なこだわりがそれである (その意味では、「女性」を研究対象とする女性学が「女性のアイデンティティの自己探求⁽¹²⁾」であるならば、男性学は「男性のアイデンティティの自己探求」であるといえようか)。理論の面から見れば、男性学は、「普遍性を潜称してきた「人間学」から、男性性のゆがみをえぐり出そう⁽¹³⁾」(上野千鶴子) とするものであったといえる。

そして、一九八〇年代後半、女性学・男性学の統合としてジェンダー研究 (gender studies) が登場する。その問題意識は、社会的・文化的性差の刻印を受けた存在としての両性の関係性を問おうとする点にあり、それにもとづいて、既存のさまざまな学問分野において、ジェンダー関係の解明という視角を持ち込もうとした。言い換えると、男女のあいだに差異を見出す知とその権力を問題化したのである。女性学の論点がジェンダーを道具として男性中心主義を暴露することにあつたとすれば、ジェンダー研究の論点は、社会的・文化的に「つくられる」両性のジェンダーそれ自体の背景を探ることにあると見ることができよう⁽¹⁴⁾。

このように、ジェンダー研究などの成果は、しばしば誤解されがちであるように、単に女性問題、とりわけ「女性の権利」の問題にとどまるものではない。言い換えると、法や行政の分野、すなわち狭義の政治⁽¹⁵⁾のみにかかわるような問題ではないのである。上野千鶴子は、「国際関係やグローバルゼーション、国民国家、社会政策など、私的領域はもちろんのこと、公的領域を含めて、ジェンダー研究が分析の対象にしない領域は存在しないと⁽¹⁶⁾」と言いつつ切っている。また、イーグルトンは、本稿の「はじめに」でも見たように、フェミニズムを評価していたが、

「フェミニズムとは、そのみを別箇に取り出して論じることのできるような問題でもなければ、その他の政治的プロジェクトに沿った特定の「キャンペーン」でもなかった。個人生活、社会生活、政治生活のあらゆる局面にかかわり、それらを問い直すという次元の問題だったのである。女性運動のメッセージは、女性運動の外側の一部で理解されているような、単に女性が男性と同等の権力と地位を持つべきであるというものではない。女性運動は、そのような権力や地位のすべてに疑問を投げかけるものなのである」(強調は引用者)と述べているのである。

とはいえ、ジェンダー(そしてセクシュアリティ)と政治学的な議論とのあいだに接点を見出すことには、少なからず困難が伴うように思われる。事実、二〇〇三年度の日本政治学会年報は、「性と政治⁽¹⁸⁾」というテーマのもとに編まれたが、この特集企画の発案者である渡辺浩をして、

北米と西欧の学界ではジェンダー研究は極めて盛んであり、政治学を含む社会・人文諸科学において花形的な領域となっている。日本でも、社会学・歴史学等では、かねて関心を集め、既に多くの成果が公表されている。しかも、かねてフェミニストたちは、「The personal is political」(個人的・私的な領域の問題とされてきた)ことも、実は政治的問題なのだ」(「私的」な状況が政治のありようを規定しているという意味と、政治のありようが「私的」な状況を規定しているという意味の双方にとりうる)と指摘した。ところで、「政治的問題」となれば、政治学者の定番であろう。しかし、後述するように、何故か(その何故かが問題だが)日本の政治学においては、これまで研究が相対的にすこぶる乏しいのである。⁽¹⁹⁾

と嘆かせしめているほどである。

「その何故か」を推測するならば、フェミニズムが、先に引用したイーグルトンのことばをもう一度引くと、「そ

れのみを別箇に取り出して論じる」べき独立した分野として捉えられてしまったがゆえに、また、「政治的プロジェクトに沿った特定の「キャンペーン」——それはイーグルトンが指摘するように誤解なのであるが——としての、つまり実践的な「運動」としての側面が強く意識され、学問的に検討する意義を認められなかったがゆえに、フェミニズムからジェンダー研究へと至る流れと政治学との接点を積極的に探る試みがなされてこなかったのではないかと推察される。では、フェミニズムは、学問的な分野、とりわけ政治学の分野では、ほんとうに検討するに値しないものなのであろうか。

井上匡子^{まきこ}は、第二派フェミニズムの政治理論への寄与として、資本主義の「外部」の発見、ミクロの権力の問題化の二つを挙げている。前者についていえば、家事、育児など、伝統的に家族が担ってきた「再生産」の領域なくして資本主義（市場）が機能しないことを明らかにし、後者についていえば、私的領域における権力関係の主題化を社会制度の分析に応用することで、主体、権利、正義、自由、平等など、社会科学の基底概念の問い直しへの道を開いた、⁽²⁰⁾ ということである。

また、小野紀明は、政治思想史の観点からフェミニズムについて論じ、フェミニズムが、実践的であるのみならず、学問的にも実りある分野であると主張する。

今日フェミニズムは、規範理論の中でも最もスリリングな研究業績が生み出されつつある分野である。……（中略）
 ポストモダンニズムにおける共約不可能なものが持つ絶対的な差異の尊重という中心的理念は、従来のフェミニズム、即ち、男性—女性という性差を自明視した上で女性の権利の向上を図るといふ戦略を批判して、この二項対立そのものを脱構築しようとする。その点でフェミニズムは、ポストモダンニズムの学問的には見事な応用例であり、実践的にも顕著

な成果を挙げつつある領域である。しかしながら、欧米のフェミニズムの凄味は、単に実践的な目的に奉仕する意義ある理論の次元にとどまらず、政治思想史という純粋に学問的な領域においても傑出した業績を量産している点にある。フェミニズムの観点に立った政治思想史研究は、従来のそれが見落としてきた重大な論点を指摘し、西洋政治思想史全体を書き換えつつある、と言っても過言ではない。歴史研究といえども常に現在の問題意識から照射されるというバイアスを免れないものであり、にもかかわらずその結果として新しい説得的な解釈が提示されるという利点があるとすれば、フェミニズムはその好例である。フェミニズムは、思想史研究と規範理論の両者が見事に結合した学問分野なのである。⁽²¹⁾

さらに、ジェンダーを研究テーマのひとつとする社会学研究者ロバート・コンネル (Robert Connell) は、ルークスの議論から示唆を得たことを明言している。⁽²²⁾ そうであるならば、行為者を取りまく構造的な拘束性Ⅱコンテキストに権力のはたらきを見出そうとするルークスの二次元的権力観は、ジェンダー・セクシュアリティにおける権力のありかたと相通ずる部分を持っているということになろう。ジェンダー (研究) と政治学は、決して無縁ではないのである。

ところで、ルークスの議論における“コンテキスト”とジェンダー・セクシュアリティにおける“コンテキスト”は、意味合いを異にする。それは、第二章の最後で見た、どこまでも権力者の意図に貫かれている“道具としてのコンテキスト”と、コンテキストそれ自身が権力として作用する“権力そのものとしてのコンテキスト”との差異にかかわっている。この点については、次節でセクシュアリティについて触れたのちに、改めて論じることにした。

2 セクシュアリティ

“セクシュアリティ” (sexuality, sexualité) という語は、改めて述べるまでもなく、フーコーの主著のひとつ *Histoire de la sexualité* (『性の歴史』) の第一巻 *La Volonté de Savoir* (『知への意志』) によって広く知られるようになった概念であり、「性にかかわる欲望や信念の集合」⁽²³⁾、「性行為にかかわる様々の観念、意識、態度、行動を広く指す」⁽²⁴⁾などと定義されている。言い換えると、それは、「いわゆるセックス (性行為) を中心として、それにかかわるさまざまなこと」⁽²⁵⁾「をまとめて考えるとき」⁽²⁵⁾に用いられる概念であり、したがって、「本能と自然ではなく、文化と歴史に属して」⁽²⁶⁾いるものであるとされている。このセクシュアリティなるものと権力とは、どのようにかかわっているのだろうか。

本稿の冒頭で触れたように、フーコーが権力の定義を示したのは、『知への意志』においてであったが、それ以前から、彼の研究は権力への関心を含むものであった⁽²⁷⁾。その流れを簡単にフォローすることで、セクシュアリティと権力とのかわりを捉えていきたい。

フーコーの議論において権力をめぐる問題が前面に出てきたのは、「フーコーの最大の傑作といっている」⁽²⁸⁾と位置づけられるのみならず、「今や、権力の問題を扱うとき、必ず参照せねばならない古典となった感」⁽²⁹⁾があるとまで評される、一九七五年の *Surveiller et Punir* (『監視すること』、処罰すること)、日本語訳書題名『監獄の誕生』であろう。

桜井哲夫の整理によると、『監獄の誕生』におけるフーコーの関心は、何が正常／異常か、何が正統／異端かを決定しようとする“規格化”の権力の広がりである。この規格化に大きな役割を果たしているのが、“ディシプリン”

(規律) という方法である。⁽³⁰⁾

桜井は、次のようにフーコーの主張を要約する。一八世紀後半、人間の身体は、管理され、訓練を受けるものとして認識されるようになった。ディシプリンの技術は、学校、医療施設などの閉鎖された空間において、個々人の位置を決定し、機能に応じて個々人を配置する管理の技術である。また、ディシプリンは、“まなざし”によって個々人を拘束する。その象徴が、ジェレミー・ベンサム (Jeremy Bentham) が構想した“パノプティコン” (一望監視装置) である。これは、円形の収容施設を中心に設置された監視塔から施設全体を管理しようとするものであり、独房内の囚人からは監視塔の管理者を見ることはできないが、逆に、管理者からはそれぞれの独房に収監された囚人すべてを見渡すことができるものとして構想された。管理者を見ることのできない囚人は、管理者が監視塔にいても、管理者のまなざしを意識し、それに服従することになる。フーコーは、これを、“権力の自動化、非個人化”と呼んだ。⁽³¹⁾かくして、「権力は、制度化された装置 (学校、軍隊、工場、病院など) を通して個々人を権力の担い手につくりかえ」⁽³²⁾ていくことになる。

つまり、個々人は、単に権力によって行動や意思を方向づけられるのではなく、個々人そのものが権力によってつくりだされるのである。セクシュアリティをめぐる議論も、このような権力論の流れに位置づけられる。屋上屋を架す営為であることを承知の上で、具体的に『知への意志』におけるフーコーの主張をフォローしてみたい。

通常、性に関することがらはあけすけに公言しないことが“常識的”で“品性ある”態度であると考えられているといえよう。「なぜ、このように性について語ることがはばかれるのか」「それは、権力がそうすることを禁じているからである」——端的にいえば、これが、フーコーのいう“抑圧の仮説”である。フーコーは、この“抑圧の仮

説”を転倒させた。彼は、「なぜ性は抑圧されてきたのか」とではなく、「なぜひとびとは、かくも性について語るようになったのか」と問うたのである。

柳内隆の整理によると、フーコーは、一七世紀以降の性に関する言説を検討した上で、そのような言説が権力行使の場で増加していることを指摘し、性を単に抑圧し、禁止することよりも、性についての言説を生産し、機能させる権力のしくみが存在する、と主張した。教会、裁判所、病院、大学——これらの場において、膨大な性についての言説が生み出されていることを、彼は明らかにしてみせたのである。さらに、フーコーは、一八世紀には性現象を分析・記録・分類するため、性的言説を産出する政治的・経済的・文化的装置が生まれた、とする。当時のヨーロッパでは、出生率、罹病率、寿命、妊娠率、健康状態、病気の頻度を調べ、常に人口に配慮することが求められていたが、そのような、人口をめぐる政治的・経済的問題の核心に性があった、というのである。当時の富国強兵政策において、生産や兵役の担い手を確保するため、人口問題は重大な関心事であったが、そのような状況において、単に人口増加を図るのみならず、性を調整・管理することが権力の目標となった、とフーコーは述べる⁽³³⁾。

このような、「国民という群れ全体の繁殖や出生率、健康などを増進させることを目的とするような、ある種の権力のあり方⁽³⁴⁾」が「生—政治学」(Bio-politique)である。性行動は、そのありかたしだいで、その群れの出生率や健康状態を左右するのみならず、個人のふるまいかたにも影響することから、性的なるものが「生—政治学」の焦点となった。かくして、公衆衛生の観点から、あるべき性の姿が説かれ、男女関係や親子関係にも権力が作用するに至ったのである⁽³⁵⁾。

また、上野は、「抑圧の仮説」の背後にある性の言説を通じて「真理」が産出されるという点、すなわち「セク

シユアリテイ”を通じて“私的領域”が“公的”につくりだされるという点に注意を促す。要するに、「セクシユアリテイが「私領域」を構成し、それが「公的領域」「公的人間」を背後から支えている⁽³⁶⁾」というわけである。

セクシユアリテイによって“公的人間”の背後に位置する“内面”や“心理”なるものが「捏造され」（上野）、“セクシユアリテイ”について語ることが“真理”⁽³⁷⁾について語ることの意味するようになった。こうして、真理は、公的領域から隠されたことがらと同義となり、ひとびとは秘匿された——“ブライヴァシー”という概念には、公的領域から“分離された”、あるいは“秘匿された”という含意がある——“自己の真実”を“告白”し始めた。“われわれ”から“わたくし”が分離され、“われわれ”に還元しがたいものだけを、ひとびとは“個性”や“人格”とみなすようになったのである。かくして、セクシユアリテイは、身体を通じて個人々人を管理する権力の技術となる。そのような権力を、フーコーは“生—権力”（bio-pouvoir）と呼んだ、と上野はまとめている⁽³⁷⁾。

つまり、“個性”や“人格”は、権力によってつくりだされるものなのである。そこに見出されるのは、「いつのまにかわたしたちの内側に入りこみ、知らず知らずのうちにわたしたちを支配し、あやつる⁽³⁸⁾」権力の姿であり、「権力によってつくりだされた⁽³⁹⁾」人間の姿である。ここでは、もはや、権力を行使するものが、ある意図によって権力を行使されるものの行動や意思を方向づける、という、行為者視点の権力観は成立しえない。権力を行使するはずの個人々の意図が、はては個人々人そのものが、権力の産物にすぎないからである⁽⁴⁰⁾。

このように、“セクシユアリテイ”なるものは、権力と深くかかわっている。また、本稿のテーマではないが、公的領域／私的領域の問題にも密接にかかわっている⁽⁴¹⁾。したがって、セクシユアリテイは、すぐれて政治学的なテーマといってよいであろう。ジェンダーとは異なり、セクシユアリテイの成立過程においては、国家という、文字通り政

治的なものがかかわる側面も比較的大きいことから、ジェンダー研究よりも、政治学との親和性は強いといえるかもしれない。このあたりの事情が、政治学というフィールドにおいて、フーコーが論じられることは少なからずあっても、ジェンダー研究の成果が省みられることはきわめて少ないことの一因であろうか。

ともあれ、セクシュアリティにおいて重要なのは、行為者視点の権力観のような、特定行為者から別の行為者に対して行使される“権力のメカニズムではなく、行為者それ自体をつくりだす”権力のメカニズムを明らかにしたことであるといえよう。繰り返しになるが、それは、単に三次元的権力観から権力行使の場を移したということのみにとどまらない。一次元的・二次元的・三次元的権力観という、“行為者視点の権力観”とは、また異なる権力のありかたが明らかにされたことを意味する。それはすなわち、“権力を行使するもの”権力者の意図”にもとづかない、“権力としてのコンテクスト”の姿なのである。

3 言説による権力の正当化・正統化、自然化——“道具”としてのコンテクスト、権力としてのコンテクスト

さて、コンネルによれば、ジェンダーにおける権力とは、「職場や家庭、あるいはより大きな制度における、利益の優位や資源の不平等」⁽⁴²⁾のことを指すものである。ジェンダーの概念がフェミニズムから派生したことからすれば、この権力は、具体的には男女の不平等状態、とりわけ男性側が優位に立つ一方で、女性側が不利な立場に置かれる状況であるといえる（無論、場合によっては、女性が優位に立つこともあろうが）。

コンネルは、このような状況を生み出す“権力構造”を、個人的な強制や抑圧の背後に存在する、何らかの範囲と永続性を持つ社会関係の集合であると捉える⁽⁴³⁾。この権力構造を捉えるにあたって彼が着目するのは、日常生活行動の

“自然化” (naturalization) である。

彼は、次のように述べている。

「ジェンダー関係は自然的な事実であると理解は、驚くほど行き渡っている。性別分業も常にこの方向で理解されている…… (中略) 異性愛的魅力は常に自然なものとして——正反対のものが持つ魅力」として——理解され、社会的に禁じられた関係、なかならず同性愛は、“不自然な”ものとして理解されるのである…… (中略) 権力構造もまた、社会生物学などによって自然化されている」

「自然化は、生物学によって説明しうること、説明しえないことについての単なる誤解を意味するものではない。それは、集団のレヴェルにおいては、生物学的な事実を常にくつがえしてしまうように強く意図されたイデオロギー的日常行動なのである。そこでは、自然なるものは、説明ではなく、正当化のために持ちだされる。正当化を可能にするためには、自然そのものは、単純化され、図式化され、道徳化されたかたちで具合よく捉えられなければならない」

「それゆえ、自然化は、性別イデオロギーの基本過程の一つ——さまざまな要素を一つの構造にまとめあげること——であり、ジェンダー世界を純然たるものとして認知させることを意味するのである」(44) (強調は引用者)

コンネルが指摘しているのは、ジェンダー関係における権力(構造)を自然なものとして既定事実として定着させるといふ知科学の役割である。科学の裏づけによって、ジェンダーの権力社会の方向づけのひとつの側面が正当化されるわけである。つまり、このような知は、単に「事実は〜である」と説明してみせるのではない。「事実は〜である」と語ることによって、あるものごとを事実真実に仕立て上げる効果を挙げているといえる。たとえば、先に触れた生物学的決定論は、そのような効力を發揮するものであったと位置づけられよう。

ここにおいて、ジェンダーにおける権力(構造)は、フーコーがセクシュアリティにおいて見出した権力と結びつ

くことになる。柳内は、フーコーが論じた権力を、「真理と結びついて科学的ディスクールが生み出され、身体を標的とした効率本位の権力が組織され、そして、それらを総合した権力として、主体の構成にかかわる権力が描かれた」とまとめている。⁽⁴⁵⁾ さらに柳内は、真理と言説の結びつきについてのフーコーの議論を、次のように整理している。

統治の諸技術（技法）は、一人の権力者が考案したものでなければ、一つの原因から生まれたものでもない。権力の関係という戦略的状况において、諸々の権力行使の技術、手続き、仕掛けが考案されたが、それらは「起源のさまざまな、出所もばらばらの、しばしば些細な過程の多種多様な集まりとして理解する必要がある」ということだ。こうした統治の諸技術に、真理と結びついた知である言説（ディスクール）が組み込まれている。⁽⁴⁶⁾

また、渡辺守章の整理によると、フーコーが『知への意志』において試みたのは、ヨーロッパ近代が作り出した「セクシュアリティ」⁽⁴⁷⁾ というものが形成されていく歴史的なしくみを追うことで、そのしくみそのものを貫き、その成立の場、ならびに枠組みとなっている権力という力関係の構造作用を捉えなおすことであった。ここで重要なのは、セクシュアリティと権力という二つの現実が個別に自律して存在するのではなく、それまで見えていなかったような多形的な、あるいは周縁的なセクシュアリティを個人と社会の身体の深層から狩り出し、それを言説化することによって社会の表面にばらまき、定着させるという作業を担う「知への意志」が決定的な動作主となってセクシュアリティと権力が相関的にからみあっていくような一連の装置が成立するという点であった、と渡辺守章は述べている。⁽⁴⁸⁾ また、今村仁司は、「フーコーの研究対象は、広義の「知」の諸形態である。権力は様々の媒体を依りしろにして作用するが、フーコーはとりわけて「知」の諸形態を権力作用の媒体としてぬきだす。……（中略）知の諸形態が権力（その具体化としての諸制度）によって産出されると同時に、権力の作用媒体ないしは権力装置になっていくのだ

とすれば、知の諸形態は、本質的に「権力の諸形態」である⁽⁴⁹⁾と位置づけている。要するに、フーコーは、事実・真実を語る（とされる）“知”と権力のかかわりを指摘してみせたのである。

このように、ジェンダー・セクシュアリティにかかわる権力の捉えかたから見出されるのは、“ものごとの方向づけ”という権力の本質を正当化・正統化する知Ⅱ言説の役割である。この役割に着目することが重要なのは、“権力を行使されるもの”はなぜ権力による方向づけを受け容れるのか、という問いに対する答えのひとつを引き出せる点にある。“権力を行使されるもの”は、権力に従うことに意義や利害Ⅱ正当性・正統性を認め、それを当然のこととして受け止めるからこそ、権力を受け容れ、その方向づけに沿った行動をとるのであると考えられる。そのような正当性・正統性をつくりだすことこそが、知Ⅱ言説の役割なのである。

ここで強調しておかなければならないのは、このような言説（のはたらき）がすなわち権力（のはたらき）ではない、ということである。権力が作用する場における言説は、正当性・正統性を付与することによって権力（関係）を成立させるというはたらきを担っているのであって、権力それ自体とは区別される。それは、権力を意味づけるもの、すなわち「はじめに」で触れた、イデオロギーの役割を果たすものにほかならない。

さて、ジェンダー・セクシュアリティをつくりだす権力は、行為者を取りまく状況から生じてくるものであり、その意味では、ルークスが三次元的権力観というかたちで考察したように、「個人あるいは集団がおかれているコンテキストとしての構造的な拘束性」（星野智）であるといえる。それゆえ、先に述べたように、三次元的権力観は、ジェンダーやセクシュアリティから導き出される権力観とも相通する部分を持っていると考えられるのであるが、二次元的権力は、あくまでも、権力を行使するものⅡ権力者の意図にもとづくものなのであって、ジェンダー・セク

シユアリティにあらわれる権力のように、権力者の意図を背景としない権力のありかたとは、根本的に異なるものなのである。

行為者視点の権力観の関心は、バクラック・バラツツ、あるいはルークスのように、権力のあらわれかた——どのように権力が作用しているのか——に向かうことはあるものの、突き詰めればダールのように、誰が・何が権力を握っているのか、誰に・何に行使されているのか、という点に向けられている。ここでは、権力を行使されるものが権力による方向づけを受け容れるということは所与の前提であり、その権力がいかにして権力を行使されるものに従わせているのか、という問題については、さほど注意が払われているとはいえない(ただし、先に述べたように、このことは、決して行為者視点の権力観に意義がないということの意味するものではない)。また、個人や集団が、なぜ、どのようにして権力の方向づけを受け容れるのかという、ある意味で権力の最も本質的な部分にかかわる問題についても、さほど関心を寄せていないといえる。

これに対して、ジェンダー・セクシユアリティに見出される権力としてのコンテキストという視点は、権力がどのようなにして生じてくるのか、⁽⁵⁰⁾どのようにして日常において定着させられるのか、そして、なにゆえに、またどのようにして個人や集団は権力による方向づけを受け容れるのかという、行為者視点の権力観が取り組んでこなかった問題、すなわち、権力におけるイデオロギーのはたらしきを考察する上で、ひとつの手がかりを提供していると考えられるのである。

(一) セックス／ジェンダーには、次のような区分のしかたもある。「ジェンダー理論の文脈においては、「セックス」も「ジェンダー」の一種である、あるいは「ジェンダー」によって「セックス」がつくられる、という表現がされることがある。こ

ればつまり、セックスとジェンダーの区分——何が生物学的に決定されており、何が社会的・文化的に形成されているのか——もまた社会的・文化的に形成された認識であり、そうである以上、両者の区別は絶対ではないという考え方にもとづく。この定義において、「ジェンダー」とはただ単に「性別」を形成する一要素ではなく、「性別」に関するわたしたちの認識全体を含むものとして理解される。」(小山エミ、荻上チキ「バックラッシュを知るためのキーワード10」双風舎編集部・編

「バックラッシュユ! なぜジェンダーフリーは叩かれたのか?」双風舎、二〇〇六年、一五四ページ)

- (2) 一口に「ジェンダー」といっても、実際にはその概念を用いようとする論者の問題関心のありかた、すなわちこの語を用いてなされる議論の背後に存在する問題のありかたによって、そのニュアンスには微妙な差異が生じてくる。この点を議論したものとして、たとえば江原由美子「フェミニズムのパラドックス 定着による拡散」勁草書房、二〇〇〇年、三三—六九ページを参照。

また、なぜ「ジェンダー」という語が用いられるのか、という点については、鐘ヶ江晴彦による次のような説明がある。「元来、英語の gender という語は、フランス語のジャンルなどと同系統の語で、種別・分類を意味する言葉であるが、文法用語として、名詞の性別を表現する場合に用いられる。周知のとおり、ドイツ語やフランス語の名詞にはすべて性別があり、父/母、雄牛/雌牛などのように生物学的性差がある場合以外の名詞についても、自然的にはまったく根拠がないにもかかわらず、それぞれの性別が決まっている。このように、言葉の世界でのジェンダーの別は、自然の性別とは無関係な人為的・文化的な区別であり、このようなことから、生物学的・生理学的性別であるセックスと区別するために、社会的・文化的に、それゆえある意味で人為的・恣意的に作られ決定された性別をさす用語として、ジェンダーが用いられるようになった。」(鐘ヶ江晴彦「性差をめぐる諸問題」大庭健、鐘ヶ江晴彦、長谷川真理子、山崎カヲル・編「性差」(シリーズ性差を問う 2)専修大学出版局、一九九七年、vii—viiiページ)

- (3) 「社会的政治的平等の制度的保障を求めた第一波フェミニズムは、家庭において女性が負わされている「特別な役割」に何の疑問もはさまなかったばかりか、むしろ参政権や教育の権利が女性の道徳を向上させ、彼女たちをより良い妻や母に成長させると主張した。つまり、第一波のフェミニストたちは、妻の夫への法的従属からの解放や男女の政治的同権化を主張する一方で、家庭における女性の責任は当然のことであるという社会通念を受け入れていたのである。それに対し、第二波フェミニズムにおいてフェミニストたちは「公的領域(国家と市場)」における女性に向けられたあらゆる差別的撤廃を求

めると同時に、「私的領域（家庭）」内の男女間の不平等な関係に異議申し立てをした。その点で、第二波フェミニズムは男性中心の社会構造と価値観、文化様式を根源的に変えることをめざした社会変革であり、また文化革命であった。「衛藤幹子」ジェンダーの政治学（上）——シテイズンシップの構想とエージェンシー——『法学志林』（法政大学）第一〇〇巻第三号（通巻七二六号、二〇〇三年三月）、七ページ。

(4) 鎌田とし子、矢澤澄子、木本喜美子「総論 ジェンダー研究の現段階」鎌田とし子、矢澤澄子、木本喜美子・編『ジェンダー』（講座社会学 14）東京大学出版会、一九九九年、二二ページ。

(5) 有賀美和子「現代フェミニズム理論の地平 ジェンダー関係・公正・差異」新曜社、二〇〇〇年、一三三ページ。

(6) 坂本佳鶴恵「女性学をひらく——解題」坂本佳鶴恵、加藤秀一、瀬地山角・編『フェミニズム・コレクションⅢ 理論』勁草書房、一九九三年、四ページ。

(7) 上野千鶴子「「オヤジ」になりたくないキミのためのメンズ・リブのすすめ」井上輝子、上野千鶴子、江原由美子・編『男性学』（日本のフェミニズム別冊）岩波書店、一九九五年、二二ページ。

(8) 有賀「現代フェミニズム理論の地平」、一三一—一四二ページ。

(9) 江原「フェミニズムのパラドックス」、四〇—四一ページ。

(10) 宮台真司、北田暁大「限界の思考」双風舎、二〇〇五年、一四三ページ。

(11) 鎌田、矢澤、木本「総論 ジェンダー研究の現段階」鎌田ほか・編『ジェンダー』、七ページ。

(12) 上野「「オヤジ」になりたくないキミのためのメンズ・リブのすすめ」井上ほか・編『男性学』、三ページ。

(13) 井上ほか・編『男性学』、七六ページ。

(14) 女性学とジェンダー研究の差異についての詳細は、江原「フェミニズムのパラドックス」、二七—三一ページを参照。江原によると、「女性」を研究対象——女性の性役割、性規範、主体形成、意識、行動、生活状況など——とする女性学においては、女性の生活領域に影響を与えていても、直接女性の生活領域に属していないような現象が研究対象になりにくいという。ジェンダー関係は、男性をも視野に入れることで、政治、経済、思想一般を研究対象に含むのみならず、ジェンダー関係を構造化する全体社会構造・制度へと関心を広げることになったという。

(15) 本稿では、「政治（的）」という語が示す領域を、「わたしたちが自分たちの社会をまとめあげる方法、およびこれにかか

わる権力関係」(Eagleton, *Literary Theory*, p. 169. 「文学とは何か」, 二九九ページ) という、広い範囲をカバーするものとして捉え、一方、そのような広い範囲を念頭に置かない、いわゆる「政治」、すなわち、政府の活動に直接かかわってくるものごとに対して、この「狭義の政治」という語を用いている。

(16) 上野千鶴子「ジェンダー研究への誘い」『ジェンダーがわかる』朝日新聞社、二〇〇二年、八ページ。

(17) Eagleton, *Literary Theory*, p. 130. 「文学とは何か」, 一三〇ページ)

ここまで論じてきたことから、「フェミニズム」が「女性(性)」のみに回収されるような単純な問題ではない、ということが窺い知れよう。にもかかわらず、「フェミニズムを「なんでも女性差別に結びつけて告発する感情的な思想」運動」くらいに思っている人も少なくない(斎藤美奈子「読者は踊る」文春文庫、二〇〇一年、二六七―二六八ページ)こともまた事実である。あるいは、フェミニズムの主張を理解を示しつつも、「フェミニズムの憲法はあるか」と問われたら、僕は、そんなものはないよ、という答えになる。(奥平康弘、宮台真司『憲法対論』平凡社新書、二〇〇二年、一四二ページ)「註・日本国憲法は」フェミニストのために役に立つ憲法ではありうるし、またそうでなければならぬのだけれど、しかし憲法は万人に開かれたものであり、誰一人のけ者にされてはならないということを前提に国家を作りましょう、そういうことを目指して国家を運営しましょうというので作られた設計図ですよ」(奥平康弘、宮台真司『憲法対論』, 一四四ページ)。引用した発言は、ともに奥平によるもの」というように、結果として第一波フェミニズムのみの理解にとどまり、既存の学問体系によって見出され、構築された一見中立的な制度における性差別、ならびにそれにもとづく「人間」男性」というバイアスの存在の指摘という、ジェンダー研究に至る第二波フェミニズム以降の研究成果についての理解が不十分であるように見受けられる事例もある。

前者のような例は、えてして単なる無知・無理解(あるいは意図的な、しかもフェミニズムに対する感情的な反発・嫌悪・憎悪からくる悪意に満ち満ちた曲解?)にもとづくものであることが大半を占めているように見受けられ、噴飯ものというべきであるが(このような反応を検討したものととしては、双風舎編集部・編『バックラッシュ』などを参照)、後者のような発言がなされる背景に存在するものこそ、ジェンダー研究が切り込むべき課題にはかならないのであり、政治学や法学においてジェンダーを考えるための重要な契機となると考えられる。後者のような主張に対しては、北田暁大が、本章の註(9)において引用した発言の直後に、「いまだにこの点を理解していない、理解しようとしないうち自称知識人、しかも進

歩、派知識人もすくなくないので注意が必要です」と批判し、注意を促している（宮台、北田『限界の思考』、一四三ページ。強調は原文）。

奥平の発言がはからずも示してしまっているように、政治学（法学）において、ジェンダー研究の成果は、全く着目されなかったというわけではないにせよ、さりとて積極的な考察の対象ともなってはこなかったといえるのではなからうか。政治学（あるいは法学）において、「性差」が問題とされるのは、「女性の政治参加」、あるいはもう少し文脈を広げて、「女性の社会参加」と言い表されるような、いわゆる「男女平等」、いささか古風な言い回しを用いるならば「男女同権」という概念に集約される、成文法によってその存在が目に見えるかたちで示されるような、狭い意味での社会制度に関する側面が中心であったように思われる。女性参政権や男女雇用機会均等法にまつわる議論は、その好例であろう。その意味では、政治学（法学）における性差の問題は、依然として、第一波フェミニズムの枠内で捉えられる傾向がきわめて強いといえる。しかし、本文でも述べているように、「ジェンダー」の関心領域は、決してそのような形式的な範囲にとどまるものではないのである。

(18) ここで「性」は、ジェンダーとセクシュアリティを包摂するものとして用いられている。（渡辺浩「序論——なぜ「性」か。なぜ今か。」日本政治学会・編『性と政治』（年報政治学二〇〇三）岩波書店、二〇〇三年、三ページ）

(19) 渡辺浩「序論——なぜ「性」か。なぜ今か。」日本政治学会・編『性と政治』、三一四ページ。残念なことに、渡辺の意欲にもかかわらず、同年報に掲載された論考の分析枠組みは、その多くが、第一派フェミニズムの議論の範囲を超えるものではなかった。

(20) 井上匡子「フェミニズムと政治理論——寄与と挑戦」川崎、杉田・編『現代政治理論』、二〇七—二〇八ページ。

(21) 小野紀明「政治理論の現在」『思想史と理論のあいだ』世界思想社、二〇〇五年、二二—二三ページ。

(22) Robert Connell, *Gender and Power: Society, the Person and Sexual Politics*, Polity Press, 1987, p.118. (ロバート・コンネル『ジェンダーと権力』森重雄、菊池栄治、加藤隆雄、越智康詞・訳、三交社、一九九三年、一八六ページ)

(23) 上野「ジェンダー研究への誘い」『ジェンダーがわかる』、八ページ。

(24) 渡辺浩「序論——なぜ「性」か。なぜ今か。」日本政治学会・編『性と政治』、六ページ。

(25) 田崎英明「セクシュアリティ」『ジェンダーがわかる』、一四—一五ページ。

(26) 上野「ジェンダー研究への誘い」『ジェンダーがわかる』、八ページ。

(27) 「臨床医学や、言葉や、狂気や、真理や、監獄や、セクシュアリティに〈権力〉がいくつかのテーマのうちのひとつとして服属しているのではない。それらそのものが〈権力〉そのものとして主題、中心問題となって論じられているのである」(山本哲士^{ちつし}「ディスクール政治学」新曜社、一九八七年、六四ページ)ここで挙げられているテーマが、「臨床医学の誕生」Naissance de la Clinique (1963)・「狂気の歴史」Histoire de la Folie (1961, 1972)・「監獄の誕生」Surreiller et Punir (1975)・「知への意志」La Volonté de Savoir (1976)などを指していることは、容易に読み取れよう。出版年からもわかるように、これらの著作は、「監獄の誕生」、「知への意志」以前に世に送られたものが含まれており、フーコーの権力への関心が、彼の研究生活の初期からのものであったことがわかる。今村仁司も、「フーコーは、『狂気の歴史』の中で「知と権力」を全景に押し出していたわけではない。フーコーもしばしば述べているように、かれが「監獄の誕生」を書く頃になっではつきりと「知と権力」を主題化しはじめたのだが、この段階から過去の仕事をふりかえってみると、事実上ははじめからフーコーは「知と権力」を扱っていたのだと反省されはじめる」と指摘している(今村仁司「現代思想の系譜学」ちくま学芸文庫、一九九三年、九六―九七ページ)。

なお、『狂気の歴史』は、一九六一年、プロン社より、Folie et Dérision: Histoire de la Folie à l'Age Classique【狂気と非理性——古典主義時代における狂気の歴史】として出版された。その後、一九七二年に、ガリマール社より普及版が出されたが、その際、当初のサブタイトルが表題となり、序文も削除された(桜井「フーコー」九六ページ、一〇四―一〇六ページ)。

(28) 桜井「フーコー」、二二八ページ。

(29) 桜井「フーコー」、二二八ページ。

(30) 桜井「フーコー」、二三八―二三九ページ。フーコー自身、「規格化の権力は、わたしたちの社会の主要な機能の一つになつてゐる」と述べている(Michael Foucault, *Surreiller et Punir: Naissance de la Prison*, Gallimard, 1975, p. 311. 〃 シェル・フーコー「監獄の誕生——監視と処罰」田村俣^{はつこ}・訳、新潮社、一九七七年、三〇四ページ)。

(31) 桜井「フーコー」、三三四ページ。

(32) 今村「現代思想の系譜学」、八七ページ。

権力を意味づけるもの(二)

- (33) 柳内隆『フーコーの思想』ナカニシヤ出版、二〇〇一年、七七―七八ページ。
- (34) 杉田『権力』、三七ページ。
- (35) 杉田『権力』、三八ページ。
- なお、日本においても、江戸時代に、妊婦を役所に登録させる制度が生まれていた。このしくみは、東北や山間地など、人口減少に悩む藩において採用されたもので、妊婦の墮胎を防止し、年貢を納める農民の減少を食い止めることが目的であった。また、第二次世界大戦中の一九四二年には、全国に妊産婦登録制度が敷かれたが、これは、容易に察することができるように、母体を保護し、将来の兵士を確保することが主眼であった(磯田道史「昔も今も 年貢のための「少子化対策」」『朝日新聞』二〇〇五年四月三日大阪本社版朝刊)。
- (36) 上野「セクシュアリティの社会学・序説」井上ほか・編『セクシュアリティの社会学』、一〇―一三ページ。
- (37) 上野「セクシュアリティの社会学・序説」井上ほか・編『セクシュアリティの社会学』、一三ページ。
- (38) 若田恭一「わたし」という幻想、〈わたし〉という呪縛——精神病理学的政治学序説』せりか書房、二〇〇二年、一四ページ。
- (39) 若田「わたし」という幻想、〈わたし〉という呪縛』、一五ページ。
- (40) 「人は、ある場所に位置づけられ、強制的に組み入れられねばならない。……(中略) 加えて、職業、判別のきく身元を持ち、最終的には決まった個性を備えねばならない。……(中略) 最後においては主人を持ち、あるヒエラルキーに取り込まれ、そこに位置づけられねばならない。人は、決められた支配関係において存在するにすぎないのである。」(Foucault, *Surveiller et Punir*, pp. 297-298. フーコー『監獄の誕生』、二八八ページ)
- (41) 杉田は、公的／私的領域の問題について、伝統的政治理論が古代以来、公／私という二分論に依拠してきたことを指摘し、現代においても、この二分論は意味を持つ、と説く。現代は、経済的なものが重視され、労働する動物」という人間観が突出しているため、その解毒剤として、公／私二分論は有意義である、というのが、その要点である。
- しかし、彼は、同時に、図式的な公／私二分論に陥ることは、現実世界におけるさまざまな問題点を見逃すことにもつながりかねない、と懸念する。その例が、フーコーが問題とした性的なるものであり、「生―権力」についての議論であるという(杉田『権力』、三八―三九ページ)。その意味で、フーコーの議論は、政治の射程を拡大したといえる。つまり、フー

コーによって、“政治”が、単なる政治・社会制度や社会現象の問題としてのみならず、個々人の内面の問題として検討されるものとなったと見る事ができるわけである。

(42) Connell, *Gender and Power*, p. 107. 【「ジェンダーと権力」、一七二ページ】

(43) Connell, *Gender and Power*, p. 107. 【「ジェンダーと権力」、一七一ページ】

(44) Connell, *Gender and Power*, pp. 245-246. 【「ジェンダーと権力」、三四三—三四四ページ】
Connellは、性別イデオロギー過程には、特定の社会行動を自然化することによって、(1) ある社会行動の構造を崩すこと、(2) さまざまな要素一つの構造にまとめあげるものの二つが含まれるとしている (Connell, *Gender and Power*, p. 245. 【「ジェンダーと権力」、三四三ページ】)。ここでは、後者の側面が強調されている。

(45) 柳内『フーコーの思想』、一七九ページ。

(46) 柳内『フーコーの思想』、一八八ページ。

(47) 上野は、この点について、ジェフリー・ウィークスの議論 (Jeffrey Weeks, *Sexuality, Tavistock Publications*, 1986. ジェフリー・ウィークス『セクシュアリティ』上野千鶴子・監訳、河出書房新社、一九九六年) を援用しつつ、セクシュアリティは近代以前には存在しないのであり、また近代以降存続するかどうかは明言できない、ということに注意を促している。古代のセクシュアリティ、中世のセクシュアリティ、近代のセクシュアリティなるものは存在しないのであり、したがって、“セクシュアリティの歴史”といういいかたはミスリーディングである、問われるべきは、“セクシュアリティの近代”、すなわち「セクシュアリティの発明とそれによって憑かれた時代」(傍点は原文)なのである、と上野は述べている。

彼女の理解によれば、フーコー自身は、セクシュアリティに歴史があるかのような仮構に対して自覚的であり、彼の古代ギリシア研究は、古代のセクシュアリティを論じるためではなく、古代ギリシアのアフロディシア(ある種の形式の快楽を与えてくれる行為、身振り、接触)が、いかにセクシュアリティではないか、ということを示すためのものであった。すなわち、フーコーは、“セクシュアリティの近代”がそれ以外の時代とどう違っているのかを論じようとしたのであって、したがって、“セクシュアリティ”研究とは、すぐれて“いま、ここ”をめぐるもので、また“われわれ”をめぐるものであると上野は強調している(上野千鶴子「セクシュアリティの社会学・序説」井上俊、上野千鶴子、大澤真幸、見田宗介、吉見俊哉・編『セクシュアリティの社会学』(岩波講座 現代社会学 第一〇巻)岩波書店、一九九六年、一一二ページ)。

(48) ミシエル・フーコー「知への意志」〔性の歴史Ⅰ〕渡辺守章・訳、新潮社、一九八六年、二〇六―二〇七ページ（渡辺守章による訳者あとがき）。

(49) 今村『現代思想の系譜学』、九四ページ。

(50) 今村は、マルクス主義とフーコーとの関係に触れ、「マルクスのイデオロギー批判を、単に階級闘争の反映だということとどまらず、権力の生産過程論にまで深化し、権力批判にまで拡大したのはフーコーの重要な成果である」としている（今村『現代思想の系譜学』、九五ページ）。

イデオロギーと権力の意味づけ——まとめにかえて

行為者という視点によって、誰が・何が権力を握っているのか、誰に・何に対して権力が行使されているのか、が明らかとなり、また、コンテキストという視点によって、権力がどのようにに正当化・正統化され、どのようにに日常において定着させられるのか、という問題に一定の解釈が与えられたとしても、次のような問題が十分に説明されたとはいえない。すなわち、なぜ、行為者は権力の方向づけに従うのか、という疑問である。最後に、この問題について触れておきたい。

「はじめに」での議論を、改めて取り上げてみる。“権力”という語からまず連想されるのは、権力を行使するものが、権力を行使されるものを従わせる、という図式であろう。この図式は、たとえば、権力に従わなかったときに科されるペナルティ、あるいはその逆に、権力に従ったときに与えられる報酬などを背景に成立すると考えられる。しかし、そのようなペナルティや報酬を提示されてもなお、権力（あるいは権威）を拒否するものが存在していることもまた事実である。

ここから引き出されるのは、たとえば、ペナルティを科されるにもかかわらず、なぜ権力を拒否するものが出てくるのか、という疑問である。この問題は、同時に、ペナルティを忌避し、あるいは報酬を受け取るためとはいえず、なぜ理不尽なこともままある権力の方向づけに従うものが出てくるのか、という疑問と表裏一体であるといえる。

本稿の第三章で検討したことを踏まえると、これは、権力の正当性・正統性を受け容れるか／受け容れないか、という選択とかわつてくる問題である。言い換えると、「事実は〜である」「真実は〜である」と語る知言説を受け容れるか／受け容れないかという問題である。その選択を分けるものは何か。ここで重要性を帯びてくるのが、イデオロギーの役割であると考えられる。本稿の議論は、イーグルトンのイデオロギーの定義において、権力の維持と再生という役割が重要視されていることを紹介することからはじまった。権力が正当性・正統性を確保できるか否かは、権力が社会においてその効力を維持し続けていくことができるか否かという問題につながっていくといえる。

ジョン・トムスン (John Thompson) は、イデオロギー研究を、「権力と交差し、権力を助長し、維持し、作用させている、さまざまな言語の用法のありかたを研究すること」⁽¹⁾、「ものごとの意味(あるいは語句の意味)が支配関係を維持することに役立っている、そのありかたを研究すること」⁽²⁾であると位置づけ、イデオロギーのはたらきを次のように要約した。すなわち、

- (1) 支配関係を正統なものとして表象すること
 - (2) あるものの利害を犠牲にすることで支配関係が成り立っていることを隠蔽し、支配関係の真実の姿を偽ること
 - (3) 実際には一時的で歴史的なものにすぎない状態を、永続的かつ自然な、また時間を超越したものであるかのよう
- に表すこと

の三つである。⁽³⁾つまり、支配関係を誰もが受け容れられるようなものとして意味づけることが、イデオロギーの作用の要点なのである。

本稿の第三章において、わたしは、権力を正当化・正統化する知言説は、権力そのものではなく、イデオロギーの役割を担っているということができると述べた。本稿の「はじめに」で触れておいたように、権力とは、イデオロギーの下支えによってはじめて効力を発揮することができるものであるといえる。「知的諸形態あるいはイデオロギーなしには、権力は存在しえない」⁽⁴⁾のである。よって、権力とイデオロギーはあくまでも峻別されなければならない。権力は、ものごとを方向づけようとする「方針」であり、イデオロギーはその「方針」を受け容れさせ、浸透させる役割を持つものとして位置づけられるからである。

イーグルトンは、トムソンの説に従い、「イデオロギーの力は、意味そのものに起因するのではなく、意味を固定する力に起因する」⁽⁵⁾と述べている。権力に関していえば、ひとびとに権力に従うことへの意義を見出させることが、イデオロギーの役割であるということになろう。

「イデオロギーは、主体と権力構造とのあいだに、生きられた、明らかに自然な関係を構築し、日常生活それ自体を密かに色づける」⁽⁶⁾とイーグルトンは言う。普段、わたしたちが至極当然のように、あるいは積極的に自ら行なっているものごと、言い換えると、自然なものとして受け止め、実行しているものごと、突き詰めてみれば、何らかの意義を見出しているからこそ、そのような行動をとっているはずである。その反対に、「してはいけないこと」についても同様のことがいえるであろう。その意味で、イデオロギーは、ジェンダーやセクシュアリティに見られる権力、あるいは三次元的権力のような、日常に根ざした構造的拘束において重要な役割を果たしているといえる。

同時に、一次元的・二次元的権力もまた、イデオロギーと無縁ではない。とりわけ、「AがBに、本来ならばBが行なわないことをさせる」という図式に集約される一次元的権力においては、先に触れた、理不尺さに耐えても権力の方向づけを受け容れ、あるいは拒否する個人や集団が出てくるというケースを、容易に想定することができ。一次元的・二次元的権力観は、このような事例の発生という事実を捉えることができても、なぜこのような事態が生じるのかを説明することはできない。

イーグルトンは、次のように述べている。

イデオロギー研究とは、とりもなおさず、人間がどのようにして自分自身の不幸に投資してしまうかを探求することである。抑圧されることには、ささやかなボーナスが付くこともある。それゆえ、わたしたちは、ときとして抑圧に耐えようとするのである。最も狡猾な支配者とは、自分の足下にいる者どもに、支配者のもつ権力を愛したり、欲したり、それと一体化するよう仕向けるような支配者である。(強調は引用者)

傍点部は、ルークスが三次元的権力観を提示するにあたって、一次元的・二次元的権力観から引き出した疑問——「ひとびとの知覚、認識、さらには選好までをもかたちづくり、いかなる程度であれ、ひとびとに不平不満を持たせないこと、それこそが権力の至高の、しかも最も狡猾な行使なのではあるまいか——と重なっているようであり、その意味でも興味深い、ここでは、抑圧されることにメリットがあれば、ひとびとは積極的に抑圧に耐えようとする、という指摘に着目したい。この“抑圧”は、権力による方向づけに従うことそれ自体のみならず、権力を拒否することによって与えられるペナルティも含んでいると考えられる。個人や集団が抑圧という“不幸”を甘受することができるのは、不幸の中にも“ささやかなボーナス”を見出せるからであろう。そして、そのような“ボーナス”を

提供するものが、「イデオロギー」にほかならない。

逆に、権力による方向づけを受け容れる場合のみならず、拒否する場合にも、イデオロギーの意味づけが必要とされるであろう。権力を否定することによって生じる「不幸」に耐えることも、また何らかの意義を見出すことによつて可能になるからである。その意味で、イデオロギーは、権力（関係）を成立させると同時に、権力を否定するはたらきをも持っているのである。

とまれ、権力が、ものごとの方向づけという、その最も本質的な機能を果たすためには、行為者視点から捉えられるようなかたちをとるか、コンテキスト視点から捉えられるようなかたちをとるかを問わず、イデオロギーによる正当化・正統化を必要とすることができよう。先に述べたように、ジェンダー・セクシュアリティという観点から権力を捉えることの意義は、この正当化・正統化に関する一視点を得ることができると考えられるのである。

ところで、権力を論じるにあたって、そもそも、何をもちて権力とみなすのか、という根本的な問題に取り組むとすれば、どのような権力観を打ち出すにせよ、あるいはどのような権力観に依拠するにせよ、何かしらの反論が出てくるであろう。権力にかぎらず、社会科学における基本概念は、「必然的に価値拘束的であつて……（中略）価値拘束的な性格が強ければ強いほど、その概念は論者の依拠する価値に依拠してさまざまな顔を変幻自在に現すことにな⁽⁸⁾る」からである。

この点に関して、盛山和夫は、次のように述べている。

「研究者たちは思い、おもいの仕方では権力の概念を語ってきた。その仕方はただ単にこれこれの現象に「権力」という名

前をつけようという命名を意図したのではない。彼らがやってきたのはむしろ次のようなことである……（中略）決して少なくはない一部の研究者にとっては、この用語（引用者註・権力）が指示したり説明しようとしている社会的現実、何らかの意味の社会的正義の観点からして告発され批判されるべきものに関わっているように思われた。このようにして研究者たちは、権力の探求が社会の根幹をなす重要な現象の解明につながるかと考えていたのであり、ひいては、批判されるべきにもかかわらず安定的に強固に存在し続けている現象の強靱さの秘密をあばくことにつながると考えていたのである。」

「研究者が権力の概念を検討しそれに白らの定義を与えようとしているとき、彼が企図しているのはただ単に現象を操作的に切り取って「権力」という名前を賦与することではない。そうではなくて、現象の中に「権力」という名前で呼ばれるにふさわしい性質を持ったある重大なことが存在しているという主張をすることなのである。それは、ルークスのみならず、ヴェーバーでも、ダールでも、パーソンズでも、フーコーでも同じである。ただ彼らが異なっていることの重要な一つは、「何が権力という名前で呼ばれるにふさわしいか」に関するアプリアリな観念である。」

「むしろ次のようにみた方がいい。すなわちこれまでの研究者たちは、同じ「権力」ないし「social power」などの言葉を用いてそれぞれ異なる社会現象を指示してきたのであると。⁹⁾」

本稿では、さしあたり、“権力”を「ものごとのあるありかたを方向づけるもの」と位置づけた上で議論を進めてきた。そして、その方向づけに際しては、イデオロギーによる正当化・正統化が必要とされるのであり、この正当化・正統化の問題を考える上で、ジェンダー・セクシュアリティの概念における権力の捉えかたが有意義であるとの私見を示した。その意味では、盛山の見解に従えば、本稿は、権力現象を通じてイデオロギーの重要性について論ずることになったということになるであろう。

しかし、イーグルトンが考えるように、イデオロギーが権力の維持と再生にかかわっているのであれば、権力なるものは、イデオロギーがあつてはじめて成立するものであるともいえる。そうであるならば、権力においてイデオロギーの役割を無視してしまうことはできない。最後に改めて強調しておくならば、ジェンダーやセクシュアリティという視点から権力を捉えることに意義を見出せるのは、それは、これらの見解が、ものごとを方向づけようとする権力の意味づけに正当化・正統化という、イデオロギーの役割に対する視点を提供していると考えられるからである。言い換えると、イデオロギーという補助線を引くことによって、権力はどのようにものごとを方向づけているのか、という問いに対する、ひとつの回答を得ることができると考えられるからなのである。

- (1) John Thompson, *Studies in the Theory of Ideology*, Polity Press, 1984, p. 3.
- (2) Thompson, *Studies in the Theory of Ideology*, p. 4.
- (3) Thompson, *Studies in the Theory of Ideology*, p. 131.
- (4) 今村『現代思想の系譜学』、九五ページ。
- (5) Terry Eagleton, *Ideology: An Introduction*, Verso, 1991, p. 195. (テリー・イーグルトン『イデオロギーとは何か』大橋洋一・訳、平凡社ライブラリー、一九九九年、四〇六ページ)
- (6) Eagleton, *Ideology*, p. 221. (『イデオロギーとは何か』、四五九ページ)
- (7) Eagleton, *Ideology*, p. xiii. (『イデオロギーとは何か』、一五ページ)
- (8) 向山「政治権力と民主主義」内山・編『政治理論』、七三ページ。
- (9) 盛山和夫『権力』(社会科学の理論とモデル 第三卷)東京大学出版会、二〇〇〇年、一九二二ページ。